

輪島市監査公表第 46 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年12月1日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年11月21日（金） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○健康推進課の業務は、母子保健事業・生活習慣病対策・介護認定（給付）・要援護高齢者施策・地域包括支援等と多岐にわたり取り組んでいる。また、第6期となる本市の介護保険制度の方向性を決めるにあたり、運営委員会を開催されている様子が伺われた。健康づくりの増進、介護予防と連動した事業を展開し、心身ともに健やかな人を育むまちづくりを目指している。今後においても、各地区組織との連携を強化し、健康づくりの推進・高齢者福祉の充実・効率の良いサービス提供体制の確保に努められたい。については、職員の業務体制・健康管理に十分配慮しながら、各事業を遂行されたい。

○高齢者自立支援型住宅リフォーム推進事業等の補助事業については、事業実施状況を精査し不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。